

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年1月21日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

名称 CoCoLo本館

所在地 新潟市中央区花園1丁目1番1号

設置者 株式会社トッキー

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・ 株式会社トッキー

（変更前）代表取締役 丸山 富夫

（変更後）代表取締役 加藤 順一

3 変更年月日

平成22年6月28日

4 変更の理由

代表者が変更したため

5 届出年月日

平成23年1月14日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成23年1月21日から平成23年5月21日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp